# 漁業権遊漁規則

酒 匂 川 漁 業 協 同 組 合

# 酒匂川漁業協同組合

# 内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、酒匂川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、竿釣またはもじり(うなぎに限る)の漁具、漁法 によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付 しなければならない。

#### (漁具、漁法の制限)

- 第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊 漁をしてはならない。

また、もじりの使用本数は1人20本以内とする。

- 3 餌(まき餌を含む。)を使用してあゆを採捕してはならない。
- 4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。
- 5 あゆ友釣のハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より 10 センチメートル以内 とする。
- 6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より 10センチメートル以内とする。
- 7 前項の場合を除き、リールを使用してあゆを採捕してはならない。
- 8 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、 漁法によって遊漁をしてはならない。

ア・区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
	6月1日から	コロガシ
小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から下流の狩川の区域 南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から上流へ南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流端から上流へ75メートルまでの区域	10月14日まで	シャクリ
	6月1日から	コロガシ
東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ基点 A・Bの直線までの区域	10月14日まで	シャクリ
	6月1日から	コロガシ
足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域	9月30日まで	シャクリ
	6月1日から	コロガシ
足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域	9月30日まで	シャクリ
	3月1日から	毛針
酒匂川全域(支流を含む)	5月31日まで	但し、やまめ、
		いわな、にじま すを除く
足柄上郡大井町金手地先足柄大橋橋脚下流	6月1日から	ルアー
端から上流及び小田原市桑原地先富士道橋	10月14日ま	但し、やまめ、
橋脚上流端から下流の酒匂川の区域(支流	で	いわな、にじま
を含む)		すを除く

基点A 小田原市東町四丁目 496番口に設置した標識 基点B 小田原市西酒匂一丁目 1,653番12に設置した標柱

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足	10月20日から
	柄上郡山北町向原地先文命堤床止工上流	1月31日まで
	端までの区域	

## (遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

ア魚種	イ期間		ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで		出1時間前から :1時間後まで
いわな	同 上	同	十
にじます	同上 但し、別記区域1においては1月1日から 12月31日まで 別記区域2においては10月20日から1月 31日まで	同	<b>1</b> 4
あゆ	6月1日から 10月 14日まで及び 12月 1日から 12月 31日まで、但し、基点E・Fの直線から上流の世附川、基点G・Hの直線から上流の中川川及び基点 I・Jの直線から上流の玄倉川の全域においては、6月1日から 10月 14日まで	同	上
うぐい	1月1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点G・ Hの直線から上流の中川川及び基点 I・ J の直線から上流の玄倉川の全域において は、3月1日から10月14日まで	同	上

おり	いかわ	印	上	同 上
S	な	门	上	同上
Ŋ	٧١	司	上	同 上
う	なぎ	同	上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970番1に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220番3に設置した標柱

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚898番26に設置した標柱

基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番6 に設置した標柱

基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570番 18 に設置した標柱

#### 別記区域1

足柄上郡松田町寄 5,571 番地先床固工(通称田代下床固工) 天端下流端から下流へ同町寄 1,164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字銭窪 1,653 番地先堰堤(通称銭窪用水路取水堰堤) 天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤(通称ねがらみ堰堤) 天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力(株) 落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

#### 別記区域2

足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原地先文命堤床止工上 流端までの区域

#### (禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域において遊漁してはならない。

- (1) 小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ 120 メートルまで及び同堰堤天端上流端から下流へ東海道本線鉄橋橋脚下流端までの区域。
- (2) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工堰堤天端上流端から上流へ10メートルまで及び同頭首工天端上流端から下流へ85メートルまでの区域。
- (3) 足柄上郡山北町平山地先東京電力(株) 内山発電所取水堰堤魚道天端上

流端から下流へ55メートルまでの区域。

## (全長の制限)

第6条 次のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下の ものを採捕してはならない。

ア魚種	イ 全長
やまめ	15 センチメートル
いわな	回上
にじます	同 上
うぐい	10 センチメートル
ふ な	同 上
V	18 センチメートル
う な ぎ	24 センチメートル

# (遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原 862番地2先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱 所において納付するとき(店扱い)、または、遊漁をする場所において漁場監 視員に納付するとき(現場扱い)の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりと する。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
やまめ、いわな、にじます、	竿釣	1日(店扱い)1,500円
あゆ、うぐい、おいかわ、	(但し、うなぎは竿	(現場扱い)2,500円
ふな、こい、うなぎ	釣、もじり)	1年 12,000円
うぐい、おいかわ、ふな、		1日(店扱い) 800円
こい、うなぎ	旧 上	(現場扱い)1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のと おりとする。

未就学の幼児、小学生	無料
身体障害者(身体障害者福祉法	年券に限り第1項に規定する額の1/2に相
第 15 条に基づく手帳を提示し	当する額
た者)	
中学生	年券に限り第1項に規定する額の1/4に相
	当する額

#### (遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。
- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具·漁法
- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名
- 2 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

## (遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、必ず本人が遊漁承認証を所持し、これを帽子その他漁場監視員の見やすいところへ取り付けなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 ア欄に掲げる区域は、毎年産卵場に指定するため、遊漁者は、ア欄の区域の川底をイ欄に掲げる期間攪拌してはならない。

ア 区域	イ 期間
小田原市中新田地先東海道本線鉄橋橋	9月15日から11月30日まで
脚下流端から下流へ第3条第6項に規	
定する基点A・Bの直線までの区域	

#### (漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則に励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視委員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、 漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

#### (違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の

中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

# 付 則

1.この規則は令和5年9月1日から施行する。